

求人者・求職者の皆様へ

事業所名：株式会社アリカ 許可番号（23-ユ-302516）

●取扱職種の範囲等

・職種は全職種

・地域は国内

●手数料に関する事項

求人者から徴収する手数料については別紙の通りとする。

・求職者から手数料は徴収いたしません。

●苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情については、誠意をもって対応致します。

苦情申出先：職業紹介責任者 中村友香 連絡先：052-433-5585

●求人者の情報及び求職者の個人情報の取り扱いに関する事項

当事業所は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規定」に基づき、適正に取り扱います。当事業所の「個人情報管理規定」は以下の通りです。

第1条 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は営業部とする。

個人情報取扱責任者は職業紹介責任者の中村友香とする。

第2条 職業紹介責任者は、個人情報を取扱う第1条に記載する事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習会を受講する。

第3条 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に関わる本人から情報の開示請求あった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正（削除を含む。以下同じ）の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。また、個人情報の開示又は訂正に関わる取扱いについて、職業紹介責任者は求職者等への周知に努めることとする。

第4条 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者中村友香とする。

●返戻金制度に関する事項

当事業所は返戻金制度（紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に、手数料の全部又は一部を返戻する制度）を設けています。詳細は下記の通りです。

入社辞退の場合 : 報酬の100%

入社後1ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 : 報酬の80%

入社後1ヶ月超3ヶ月以内に雇用契約が終了した場合 : 報酬の50%

※職業安定法第32条の13、同法施行規則第24条の5取扱職種の範囲等の明示です。